

退職金規程

(目 的)

第1条 この規程は般財団法人中部圏地域創造ファンド（以下、「この法人」という。）職員の退職金に関する基準を定めるものである。

(退職金支給)

第2条 職員が1年以上勤務して退職または死亡したときは、本人または遺族に退職等の2ヶ月以内にこの規程により退職金を支給する。ただし、就業規則第8章により懲戒解雇された場合及びそれに相当する場合は、退職金の減額あるいは退職金を支給しない場合がある。

第3条 退職金は、従業員の退職時の基本給月額に、次に定める勤続年数に応じた支給率を乗じて得た額とする。ただし、自己都合による退職の場合は、その額に80%乗じて得た額とする。

勤続年数が3年未満の場合 基本給の1月分以下で理事会で決議する

勤続年数が3年以上4年未満の場合 基本給の1月分

勤続年数が4年以上5年未満の場合 基本給の1.5月分

勤続年数が5年以上6年未満の場合 基本給の2月分

以後、1年を超える毎に0.5月分を加算する。

2 この法人の都合（業務上の傷病を含む）又は10年以上勤続して定年に達したことにより退職した場合には、前条の規定によって算出した額の3割以内を増額支給する。

3 勤続年数の計算は、雇い入れた月から退職発令の月までとし、1年に満たない端数は、5か月以下は切り捨て、6か月以上は1年とする。

4 休職期間および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤が6か月を超えた期間は、勤続年数に算入しない。

5 管理職員及び役員を兼ねる職員が退職した場合には、退職慰労金を支給する。

6 この規程にない場合は、この法人の理事会で決議し支給する。

(機構・中退共)

第4条 この規程による退職金の支給を確実にするために、この法人は、従業員を被共済者として独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下「機構・中退共」という。）と退職金共済契約を締結する。

2 新たに雇い入れた職員については、試用期間を経過し、本採用となった月に機構・中退共と退職金共済契約を締結する。

3 退職金共済契約の掛金月額は、別に定めるとおりとし、毎年3月に調整する。

4 休職期間および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働日数の2分の1を超えた期間は、機構・中退共の掛金納付を停止する。

5 機構・中退共から支給される退職金の額が第3条第1項および第2項の規定によって算出された額より少ないときは、その差額を会社が直接支給し、機構・中退共から支給される額が多いときは、その額を退職金の額とする。

(改廃)

第5条 この規程を改廃する場合は、全職員の過半数を代表する者の意見を聴いてこれを行なうものとする。

付 則

この規則は平成31年3月21日から施行する。